

【参考資料】

議案第4号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例 概要

市民環境部総合窓口課

1 改正理由

戸籍法の一部が改正され、本市窓口において、新たに本籍地以外の市町村の戸籍証明書及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が開始されることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に準じて、朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する。

2 概 要

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する所要の規定については、以下の内容を整備する。

- (1) 本籍地以外の戸籍証明書等を発行するにあたり、手数料徴収条例の規定にある文言等を修正する。手数料については変更なし。
- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等を新たに発行することから手数料の規定を追加する。

新設

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ①戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 1件につき400円 |
| ②除籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 1件につき700円 |

3 施行日

令和6年3月1日

【担当】

市民環境部総合窓口課管理係  
電話 463-2609